

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 8月28日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課 名	名 称	分 掌 事 務	課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)			(略)		
交通規制課	(略)	(略)	交通規制課	(略)	(略)
警備第二課	サミット警備対策室	第36条に掲げる事務のうち2016年主要国首脳会議及び2016年主要国首脳会議の関係閣僚会合として開催される農業大臣会合の警備諸対策に関する事務			
(略)			(略)		
別表第3（第48条関係）			別表第3（第48条関係）		
課 名	職 名	職 務	課 名	職 名	職 務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官及びサミット警備対策室長の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務
	サミット警備対策室長	サミット警備対策室に関する事務		警備対策管理官	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。